

# 同窓会法人化の件

## 新旧対照表

新	旧	ポイント
<p style="text-align: center;"><b>一般社団法人 東京農工大学同窓会 定款(案)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>(名称) 第1条 当法人は、一般社団法人東京農工大学同窓会と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 当法人は、主たる事務所を東京都府中市の国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)内に置く。</p> <p>(目的) 第3条 当法人は、会員相互の親睦を深め併せて同窓並びに本学の発展を図ることを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 当法人は前条に定める目的に資するため、次の事業を行う。事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。 (1) 会員動静の調査、管理及び情報の提供 (2) 会報の発行 (3) 会員諸活動の支援 (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(機関) 第5条 当法人は、当法人の機関として、社員総会以外に、理事会及び監事を置く。</p>	<p style="text-align: center;"><b>東京農工大学同窓会会則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>(名称) 第1条 本会は、「東京農工大学同窓会」という。</p> <p>(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を東京都府中市晴見町3-8-1国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)内に置く。</p> <p>(目的) 第3条 本会は会員相互の親睦を深め併せて同窓並びに母校の発展を図ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 事業</b></p> <p>(事業) 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。 一 会報の発行 二 会員動静の調査及び情報の提供 三 学術講演会、講習会などの開催並びに雑誌、図書の発行 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事業</p>	

新	旧	ポイント
<p style="text-align: center;"><b>第2章 構成員</b></p> <p>(構成員)  第6条 当法人の構成員は次のとおりとし、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第11条第1項第5号に規定する社員とする。  イ. 代議員 本定款の規定に基づき正会員の中から選挙によって選出された者  ロ. 会員 正会員 :本学及びその前身の出身者  特別会員:本学の現職教職員で理事会が推薦した者  準会員 :本学学生及び他大学を卒業し、本学大学院生となった者  賛助会員:本学に在籍する学生の父母等で、本会の趣旨に賛同し、賛助会費を納入した者  名誉会員:本会及び本学の発展に寄与した者で、理事会で推薦し、総会で承認した者</p> <p>(代議員の選出)  <b>第7条 正会員の中から代議員を選挙により選出し「法人法」第11条第1項第5号に規定する社員とする。</b>  2 前項においては、会員は、等しく選挙権及び被選挙権を有し、理事及び理事会は、代議員を選出する権限を有しない。また、<b>理事は代議員を兼ねることはできない。</b>  <b>3 代議員の数及び選出方法は、総会の承認を得て別に定める規則の定めるところによるものとする。</b></p> <p>(代議員の職務)  第8条 代議員は総会に参加し、総会の議決を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 会員と組織</b></p> <p>(会員)  第5条 本会の会員は、次の5種とする。  一 正会員 本学及びその前身の出身者  二 特別会員 本学の現職教職員で理事会が推薦した者  三 準会員 本学学生及び他大学を卒業し、本学大学院生となった者  四 賛助会員 本学に在籍する学生の父母等で、本会の趣旨に賛同し、賛助会費を納入した者  五 名誉会員 本会及び母校の発展に寄与した者で、理事会で総会で承認した者</p> <p>(組織)  第9条 本会に部会及び支部をおく。部会・支部の設置及び廃止などに関して必要な事項は、別に定める。  2 部会及び支部の運営に必要な経費の補助として、部会・支部活動費を交付する。交付に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>(代議員及び定数)  第16条 本会に代議員をおく。  2 代議員の定数は60人以上150人以内とする。  (代議員の選任)  第17条 代議員は正会員の中から部会及び支部が推薦し総会で選任する。部会及び支部からの推薦に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>(代議員の職務)  第18条 代議員は総会に参加し、総会の議決を行う。</p>	<p>選挙により代議員を選出</p> <p>理事と代議員の兼職禁止  選出方法等は別に定める。</p>

新	旧	ポイント
<p>(代議員の任期)  第9条 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまではその職務を行わなければならない。</p> <p>2 代議員が総会決議取消しの訴え(法人法第266条第1項)、解散の訴え(法人法第268条)、責任追及の訴え(法人法第278条)及び役員解任の訴え(法人法第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はなお法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないものとする。</p> <p>3 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。</p> <p>4 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残任期間と同一とする。</p> <p>(補欠代議員の予選)  第10条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えてあらかじめ補欠の代議員を選出することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期満了のときまでとする。</p> <p>2 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。  (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨  (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名</p>	<p>(代議員の任期及び解任)  第19条 代議員の任期及び解任は、役員任期及び解任に関する第14条及び第15条の規定を準用する。この場合、同条中「役員」とあるものは「代議員」と読み替えるものとする。</p>	

新	旧	ポイント
<p>(3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の2代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位)</p> <p>3 第1項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。</p> <p>(会員の権利)  第11条 社員でない会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。  イ. 法人法第14条第2項に定める権利(定款の閲覧等)  ロ. 法人法第32条第2項に定める権利(社員名簿の閲覧等)  ハ. 法人法第50条第6項に定める権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)  ニ. 法人法第52条第5項に定める権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)  ホ. 法人法第57条第4項に定める権利(社員総会の議事録の閲覧等)  ヘ. 法人法第129条第3項に定める権利(計算書類等の閲覧等)  ト. 法人法第229条第2項に定める権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)  チ. 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利(合併契約等の閲覧等)</p> <p>(入会金及び会費)  第12条 正会員及び準会員並びに賛助会員は、別表に示す入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p>(退会)  第13条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。</p>	<p>(入会金及び会費)  第8条 正会員及び準会員並びに賛助会員は、別表に示す入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p>(除名及び会員資格の喪失)  第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議を経て、除名又はその資格の喪失を措置する。</p>	

新	旧	ポイント
<p>イ. 会員本人の退会又は退社の申し出。ただし、退会又は退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。</p> <p>ロ. 死亡</p> <p>ハ. 除名</p> <p>2 会員の除名は、当法人の名誉を毀損し、その品位を汚損する等正当な事由があるときに限り、総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 総会</b></p> <p>(構成)</p> <p><b>第14条 総会はすべての代議員をもって構成する。</b></p> <p>2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第15条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定款の変更</li> <li>二 解散及び合併並びに残余財産の帰属</li> <li>三 理事及び監事の選任又は解任</li> <li>四 会員の除名及び資格喪失</li> <li>五 事業報告及び貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認</li> <li>六 会費の額の定め</li> <li>七 名誉会長、名誉顧問及び顧問の推挙</li> <li>八 その他当法人の運営に関する重要事項</li> </ul> <p><b>2 総会において、理事会で承認された事業計画及び収支予算について、報告を受け質疑及び意見聴取をする。</b></p> <p>(開催)</p> <p>第16条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要があるとき臨時総会を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 本人が死亡又は失踪宣告を受けたとき</li> <li>二 準会員が中途退学したとき</li> <li>三 特別会員が本学を退職したとき</li> <li>四 特別会員及び名誉会員が本会の名誉を著しく傷つけたとき</li> </ul> <p>(総会の構成)</p> <p>第31条 総会は、役員、代議員、支部長及び60人以内の正会員をもって構成する。</p> <p>2 前項の正会員に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第32条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 会則の変更</li> <li>二 解散及び合併並びに残余財産の帰属</li> <li>三 会員の除名及び資格喪失</li> <li>四 事業報告及び収支決算の承認</li> <li>五 事業計画及びその収支予算の承認並びにその変更</li> <li>六 役員及び代議員の選任又は解任</li> <li>七 名誉会長、名誉顧問及び顧問の推挙</li> <li>八 その他本会の運営に関する重要事項</li> </ul> <p>但し、第三号については理事会に委任する。</p> <p>(総会の開催)</p> <p>第33条 通常総会は、年1回5月に開催する。</p>	<p>代議員が総会を構成する</p> <p>事業計画及び収支予算を総会に報告</p>

新	旧	ポイント
<p>2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。</p> <p>一 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき</p> <p>二 総代議員の議決権の5分の1以上を有する社員から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第17条 総会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第2項第一号及び第二号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも二週間前までに通知しなければならない。</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第18条 <b>総会の議長は、会長が行う。</b>ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、総会において代議員の中から互選により議長を選出する。</p> <p>(総会の運営)</p> <p>第19条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>2 総会における議決事項は、第19条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とし、表決は次の通りとする。</p> <p>一 出席した代議員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする</p> <p>二 議決権は、1人1票とし、その議決権は平等なものとする</p> <p>三 やむを得ない理由によって総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる</p>	<p>2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。</p> <p>一 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき</p> <p>二 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき</p> <p>三 監事が第13条第5項第四号及び第五号の規定に基づいて招集するとき</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第34条 総会は、前条第2項第三号の場合を除いて、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第2項第一号及び第二号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(総会の運営)</p> <p>第35条 総会の議長は、会長が行う。</p> <p>第36条 総会は、役員、代議員、支部長及び総会構成員として登録した正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。</p> <p>2 総会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とし、表決は次の通りとする。</p> <p>一 出席した役員、代議員、支部長及び総会構成員として登録した正会員総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする</p> <p>二 役員、代議員、支部長及び正会員の表決権は、1人1票とし、その表決権は平等なものとする</p> <p>三 やむを得ない理由によって総会に出席できない役員、代議員及び支部長は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の出席役員、代議員又は支部長を代理人として表決を委任することができる</p> <p>四 前号の規定により表決した役員、代議員及び支部長は、前項の規定の適用については出席したものとみなす</p>	<p>ポイント</p> <p><b>総会の議長は会長</b></p>

新	旧	ポイント
<p>四 前号の規定により表決した代議員は、前項の規定の適用については出席したものとみなす</p> <p>五 総会の議決について、特別の利害関係のある代議員は、その議事の議決に加わることができない</p> <p>六 議事録署名人として代議員2名を選出する。</p> <p>(総会の議事録) 第20条 総会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、議長及び第19条第2項第六項により選出された議事録署名人が署名または記名押印して、10年間当法たる事業所に備え置くものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 役員等</b></p> <p>(役員の種類及び定数) 第21条 <b>当法人に役員として次の者をおく。</b></p> <p>(1)理事 10名以上25名以内</p> <p>(2)監事 1名以上3名以内</p> <p>(会長及び副会長) 第22条 <b>会長及び副会長は総会において代議員の中から互選により選任する。</b></p> <p>(会長及び副会長の職務) 第23条 <b>会長は総会の議長のほか、別に定める職務を行う。</b></p> <p>2 <b>副会長は会長を補佐し、あらかじめ選出された副会長は会長に事故あるときはその職務を行う。</b></p> <p>(理事及び監事の選任方法) 第24条 <b>当法人の理事及び監事は、当法人の正会員及び特別会員の中から選任し、その選任は総会において議決権の過半数をもって行う。</b></p>	<p>五 総会の議決について、特別の利害関係のある役員、代議員、支部長及び正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p> <p>(総会の議事録) 第37条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>一 日時及び場所</p> <p>二 役員、代議員、支部長及び総会構成員として登録した正会員総数並びに出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者、又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること)</p> <p>三 審議事項</p> <p>四 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>五 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及び総会に出席した監事2人が、記名押印又は署名しなければならない。</p> <p>(役員の種類及び定数) 第10条 本会に次の役員をおく。</p> <p>一 会長 1人</p> <p>二 副会長 3人以上25人以内</p> <p>三 理事 50人以上100人以内</p> <p>四 監事 1人以上3人以内</p> <p>2 理事のうち、1人は理事長とし、複数の副理事長を置くことができ、25人以内の常務理事を置く。</p> <p>(役員等の選任) 第11条 役員は、正会員及び特別会員の中から次の通り選出する。ただし、役員は相互にその職務を兼ねてはならない。</p> <p>一 会長、副会長は、理事会が推挙し総会で選任する</p>	<p>ポイント</p> <p>会長・副会長は代議員の中から総会で選任</p> <p>会長・副会長の職務は別途定める。</p> <p>理事は総会で選任</p>

新	旧	ポイント
<p>(理事長及び副理事長)  <b>第25条</b> 理事のうち、理事長及び副理事長各1名をおく。それぞれ理事会において理事の中から互選により選定する。  <b>2</b> 前項の理事長をもって、法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、副理事長を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>(理事長等の職務)  <b>第26条</b> 理事長は、当法人を代表し、理事会の議長となり、会務を統括する。  <b>2</b> 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を行う。  <b>3</b> 副理事長及び理事長が指名した理事は会務を処理する。  <b>4</b> 監事は、次に掲げる職務を行う。  一 理事の業務執行状況を監査及び当法人の財産状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成する。  二 前号の監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを理事会に報告すること  三 必要がある場合には、総会において前号の報告をすること  四 理事の業務執行状況又は当法人の財産状況について、理事に意見を述べる。  五 理事会の招集を請求すること</p> <p>(理事及び監事の任期)  <b>第27条</b> 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p>	<p>二 理事は、それぞれの部会の推薦による者のほか、理事会の推薦による者を総会で選任する。ただし、理事会の推薦による理事の数は15人をこえてはならない。理事の推薦に関して必要な事項は、別に定める</p> <p>三 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の中から会長が指名する</p> <p>四 監事は、理事会が推挙し総会で選出する</p> <p>五 理事又は監事のうち、その定数が3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない</p> <p>(役員等の職務)  <b>第13条</b> 会長は、本会を代表し、会務を統括し、総会の議長となる。  <b>2</b> 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。  <b>3</b> 理事長は、理事会及び常務理事会の議長となり会務を処理する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を行う。  <b>4</b> 理事は、理事会を、常務理事は、常務理事会を構成し、この会則の定め及び総会又は理事会又は常務理事会の議決に基づき、それぞれ会務の運営、事業の執行にあたる。  <b>5</b> 監事は、次に掲げる職務を行う。  一 理事及び常務理事の業務執行状況を監査すること  二 本会の財産状況を監査すること  三 前二号の監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会に報告すること  四 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること  五 理事及び常務理事の業務執行状況又は本会の財産状況について、理事及び常務理事に意見を述べ、もしくは理事会及び常務理事会の招集を請求すること</p> <p>(役員等の任期)  <b>第14条</b> 役員等の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p>	<p>ポイント</p> <p>理事会で理事長副理事長を互選により選定  <b>理事長=代表理事</b>  <b>副理事長=業務執行理事</b></p>



新	旧	ポイント
<p>2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。</p> <p>3 増員により就任した理事又は監事の任期は、他の在任理事又は監事の任期の残任期間と同一とする。年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(理事又は監事の解任及び資格喪失) 第26条 理事又は監事が次の各号の一に該当する場合には総会の議決により、これを解任することができる。 一 疾病、事故その他の事由により、職務執行に堪えないと認められるとき 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき</p> <p>2 前項の規定により理事又は監事を解任しようとする場合は、議決の前に本人に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(役員等の責任の免除) 第29条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、社員総会の全員一致の決議がなければ、これを免除することができない。</p> <p>第30条 当法人に名誉会長、名誉顧問及び顧問をおくことができる。名誉会長、名誉顧問及び顧問は総会で推挙する。推挙に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>2 名誉会長、名誉顧問、顧問は、役員との相談に依るとともに、役員から諮問された事項等について、参考意見を述べる。</p> <p>3 顧問が失踪宣告を受けた時、疾病等により職務に堪えられない場合は、総会の議決により顧問の資格は喪失する。</p>	<p>2 役員等の任期はその満了の日が、その日が属する事業年度の総会の終了の日と異なるときは、その総</p> <p>3 補欠のため、又は増員により就任した役員等の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。</p> <p>4 役員は、辞任または任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>(役員等の解任及び資格喪失) 第15条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議を経て、総会の議決により、これを解任することができる。 一 疾病、事故その他の事由により、職務執行に堪えないと認められるとき 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき</p> <p>2 前項の規定により役員等を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>3 顧問が死亡又は失踪宣告を受けた時、並びに疾病等により職務に堪えられない場合は、総会の議決により顧問の資格は喪失する。</p> <p>第12条 本会に名誉会長、名誉顧問及び顧問をおくことができる。名誉会長、名誉顧問及び顧問は総会で推挙する。推挙に関して必要な事項は、別に定める。 (役員等の職務) 第13条 6 名誉会長、名誉顧問、顧問は、会長等の役員との相談に依ると共に、会長から諮問された事項等について、参考意見を述べる。</p>	

新	旧	ポイント
<p>(報酬及び旅費) 第31条 当法人の会長、役員、名誉会長、名誉顧問、顧問及び代議員の報酬は無給とする。 2 当法人の会長、役員、名誉会長、名誉顧問、顧問、代議員及び事務局職員の事業活動に要する交通費等の経費は支給することとし、旅費及び交通費に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 理事会</b></p> <p>(構成) 第32条 理事会は、理事をもって構成する。</p> <p>(理事会の開催) 第33条 <b>理事会は、1年に6回以上開催する</b>ほか、理事総数の3分の1以上から招集の請求があったとき、及び第28条第4項第5号の規定により監事から招集の請求があったときには、遅滞なく開催する。 2 理事長は前項の規定による請求があったときは、その日から一週間以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(招集) 第34条 理事会は、理事長がこれを招集し、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 2 理事長に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれを招集する。</p> <p>(招集手続の省略) 第35条 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。</p>	<p>(報酬及び旅費) 第20条 本会の役員、名誉会長、名誉顧問、顧問、代議員及び支部長の報酬は無給とする。 2 本会役員、名誉会長、名誉顧問、顧問、代議員、支部長及び事務局職員の事業活動に要する交通費等の経費は支給することとし、旅費及び交通費に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>(理事会) 第38条 理事会は、理事をもって構成する。 第39条 理事会は、次の事項を議決する。 一 総会に付議すべき事項 二 総会の決した事項の執行に関する事項 三 その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項 第40条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。 一 総会に先立って開催するもののほか、理事長が必要と認めるとき 二 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき 三 第13条第5項の規定により、監事から招集の請求があったとき 第41条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長は前条第二号及び第三号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>第42条 理事会の議長、議決、表決権及び議事録については、総会の運営に関する第35条、第36条及び第37条の規定を準用する。この場合、同条中「会長」及び「役員、代議員、支部長及び正会員」とあるものは、それぞれ「理事長」及び「理事」と読み替えるものとする。 2 特に緊急を要する場合には、書面や電磁的方法による審議をもって理事会にかえることができる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>理事会を年6回以上開催する</b></p>

新	旧	ポイント
<p>(議長) 第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故又は支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い、副理事長がこれに代わるものとする。</p> <p>(理事会の権限) 第37条 理事会は、次の職務を行う。 一 この法人の業務執行の決定 二 理事の職務の遂行の監督 三 理事長、副理事長の選定及び解職</p> <p>(理事会の決議) 第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(理事会の決議の省略) 第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(理事会議事録) 第40条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した監事がこれに署名又は記名押印する。</p>	<p>(常務理事会) 第43条 常務理事会は常務理事をもって構成する。 第44条 常務理事会は、次の事項を議決する。 一 理事会に付議すべき事項 二 理事会の決した事項の執行に関する事項 三 その他理事会の議決を要しない業務の執行に関する事項</p>	

新	旧	ポイント
<p style="text-align: center;"><b>第5章 資産及び会計</b></p> <p>(事業年度) 第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算) 第42条 当法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。 2 この書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。</p>	<p>第45条 常務理事会は、必要に応じて開催するほか、常務理事総数の3分の1以上から招集の請求があったとき、並びに第13条第5項の規定により、監事から招集の請求があったときには、遅滞なく開催する。</p> <p>第46条 常務理事会は、理事長が招集し、議長を務める。</p> <p>第47条 常務理事会は、常務理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、常務理事は、書面若しくは電磁的方法をもって議長に議決権を委任できるものとし、その数を出席者数に含めることができるものとする。 2 議事は、出席常務理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。 3 特に緊急を要する場合には、書面や電磁的方法による審議をもって常務理事会にかえることができる。 4 会長または理事長が必要と認めた場合、常務理事以外の者を出席させ意見を聴取することができる。 5 その他運営に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>第48条 常務理事会の議事録は、総会議事録に関する第37条に準じて作成する。第1項第五号及び第2項については省略することができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 資産及び会計</b></p> <p>(事業年度) 第26条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画、予算及び決算) 第27条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。</p>	<p style="text-align: center;">ポイント</p> <p>業計画及び収支予算書の承認は理事会の権能</p>



新	旧	ポイント
<p>(運用財産)  第47条 運用財産は、第4条で規定された事業の遂行に要する費用を支弁する財産とし、次に掲げるものをもって構成する。  一 終身会費、年会費、賛助会費等の会費収入  二 入会金収入  三 前2号の利子及び基本財産の利子収入  四 事業収入  五 寄附金品  六 その他の収入</p> <p>(特定目的事業財産)  第48条 特定目的事業財産は、本会の趣旨に適合する事業で、運用財産の対象外の特定目的事業の遂行に要する費用を支弁するための財産とし、次に掲げるものをもって構成する。  一 本定款作成時に特定目的事業財産の部に記載された財産等  二 運用財産の余剰金で、特定目的事業財産に繰り入れることを理事会で議決された財産</p> <p>(管理、保管及び運用)  第49条 当法人の資産は、理事会の議決に基づき理事長が管理・保管し、基本財産は理事会の議決に基づき国債等の確実な方法により運用する。</p> <p>(予備費)  第50条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。  2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>第51条 資産及び会計に関して必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第23条  3 運用財産は、本会会則第4条で規定された事業の遂行に要する費用を支弁する財産とし、次に掲げるものをもって構成する。  一 終身会費、年会費、賛助会費等の会費収入  二 入会金収入  三 前2号の利子及び基本財産の利子収入  四 事業収入  五 寄附金品  六 その他の収入</p> <p>第23条  4 特定目的事業財産は、本会の趣旨に適合する事業で、運用財産の対象外の特定目的事業の遂行に要する費用を支弁するための財産とし、次に掲げるものをもって構成する。  一 本会則改正時に特定目的事業財産の部に記載された財産等  二 運用財産の余剰金で、特定目的事業財産に繰り入れることを総会で議決された財産</p> <p>第24条 本会の資産は、総会の議決に基づき理事長が管理し、基本財産は、常務理事会の議決に基づき国債等の確実な方法により、理事長が保管する。</p> <p>第28条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。  2 予備費を使用するときは、常務理事会の議決を経なければならない。</p> <p>第23条  5 資産及び会計に関して必要な事項は、別に定める。</p>	

新	旧	ポイント
<p style="text-align: center;"><b>第7章 定款の変更及び解散</b></p> <p>(定款の変更) 第52条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散) 第53条 当法人は総会の決議その他法令で定められた自由により解散する。</p> <p>(剰余金の不配当) 第54条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。</p> <p>(残余財産の帰属) 第55条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第8章 公 告</b></p> <p>(公告の方法) 第56条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法及び本会ホームページに掲載する方法による。</p> <p style="text-align: center;"><b>第9章 事務局及び委任</b></p> <p>(事務局) 第57条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 3 事務局長は理事会の決議を経て、理事長が任免する。事務局の職員は理事長が任免する。 4 事務局の組織及び運営に関する重要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 会則の変更</b></p> <p>(会則の変更) 第49条 本会会則の変更は、総会出席者の3分の2以上の承認がなければならない。 2 変更する場合は、改定日、改定事項及び改定理由を明確にし、記録しておかなければならない。</p> <p>(事務局職員) 第21条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局には事務局長を置き、必要に応じて一般常勤職員及び非常勤職員を置くことができる。 3 事務局職員は会長が任免する。 4 事務局職員の就業に関して必要な事項は、別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">第5条から第56条に変更</p>

新	旧	ポイント
<p>(委任) 第58条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し重要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。</p> <p>附則 (設立時社員の氏名及び住所) 1 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>(設立時役員) 2 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。 設立時理事○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 設立時監事○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 設立時代表理事(理事長) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 設立時代表理事(副会長) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○</p> <p>(最初の事業年度) 3 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成○○年○○月○○日までとする。 (定款に定めのない事項) 4 本定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。</p>		



新				旧				ポイント	
別表(定款第14条関係)				別表(会則第8条関係)					
	入会金	会費		賛助会費		入会金	会費		賛助会費
		終身会費	年会費				終身会費	年会費	
正会員	5,000円 <sup>※1,※2</sup>	30,000円 <sup>※3</sup>	1,500円		正会員	5,000円 <sup>※1,※2</sup>	30,000円 <sup>※3</sup>	1,500円	
正会員(留学生)		10,000円 <sup>※3</sup>	1,500円		正会員(留学生)		10,000円 <sup>※3</sup>	1,500円	
準会員(留学生含む)	5,000円 <sup>※1,※2</sup>				準会員(留学生含む)	5,000円 <sup>※1,※2</sup>			
賛助会員				30,000円 <sup>※4</sup>	賛助会員				30,000円 <sup>※4</sup>
賛助会員(留学生)				10,000円 <sup>※4</sup>	賛助会員(留学生)				10,000円 <sup>※4</sup>
<p>※1 入会金は準会員になった時に納付することを原則とする。ただし、準会員の時に未納の場合は、正会員になった時に納付しなければならない。</p> <p>※2 納付した入会金は、これを返付しない。</p> <p>※3 会費は終身会費として3万円(留学生は1万円)を納付することを原則とするが、年会費として1,500円を当該年度の始めに毎年納付することもできる。</p> <p>※4 賛助会費は賛助会員の子女が準会員から正会員になったとき、これをその終身会費に変えるものとする。ただし、準会員が中途退学した場合は、納付した者の申出により既に納付した賛助会費を返付することができる。</p>				<p>※1 入会金は準会員になった時に納付することを原則とする。ただし、準会員の時に未納の場合は、正会員になった時に納付しなければならない。</p> <p>※2 納付した入会金は、これを返付しない。</p> <p>※3 会費は終身会費として3万円(留学生は1万円)を納付することを原則とするが、年会費として1,500円を当該年度の始めに毎年納付することもできる。</p> <p>※4 賛助会費は賛助会員の子女が準会員から正会員になったとき、これをその終身会費に変えるものとする。ただし、準会員が中途退学した場合は、納付した者の申出により既に納付した賛助会費を返付することができる。</p>					